

求人者・求職者の皆様へ

事業所名 アズエージェンシー有限会社 許可番号 (23-ユ-301882)

●取扱職種の範囲等 ・職種は全職種 ・地域は 国内

●手数料に関する事項

・ 求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 28 % 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 18 % 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 28 % 手数料負担者は 求人者 とします。

・ 求職受付手数料

求職（取扱職業のうち芸能家、家政婦（夫）配せん人、調理士、モデル、マネキンの場合のみ）の申し込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求職の受付 1 件につき 690 円

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申し込みの受理が 1 箇月に 3 件を超える場合は、3 件分を超えては申し受けません。

【サーチ/スカウト型】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	2,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 100,000 円 活動 1 日あたり 10,000 円 （または、活動 1 時間あたり 2,000 円） 成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 28 % 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 28 % 手数料負担者は 求人者 とします。

【再就職支援型】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者	
就職を容易にするための 求職者に対する専門的な 相談・助言	着手金	30,000 円
	相談・助言終了時	30,000 円
	成功報酬	50,000 円
	手数料負担者は 関係雇用主 とします。	
求人受理後、求人者に求 職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】	
	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内 定書や労働条件通知書等に記載されている額）の	
	28 %	
	【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】	
職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間 が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等 に記載されている額）の		
28 %		
手数料負担者は 求人者 とします。		

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 原 将継 連絡先 052-795-9781

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

第 1 条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は総務経理課の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 原 将継 とする。

第 2 条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第 1 条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第 3 条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第 4 条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 原 将継 とする。

●返戻金制度に関する事項

- ・ 当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。詳細は下記のとおりです。

入社後一定期間以内に求職者に帰責性のある理由により雇用契約が終了した場合、下記の通り手数料を返戻致します。 ①入社後 1 箇月以内 70% ②入社後 3 カ月以内 50% 派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する（紹介予定派遣の）場合も同様とします。 また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

※職業安定法第 32 条の 13、同法施行規則第 24 条の 5 取扱職種等の範囲等の明示です。